

# 1 生涯学習の推進

## (1) 生涯学習の推進体制

### ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条及び  
長野県生涯学習審議会条例第1条に基づき、平成3年に設置。

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な  
推進に関する重要事項を調査審議する。

答申：「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」平成21年  
10月に答申。

※平成20年の第8期審議会から進めてきた「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学  
習のあり方について」の提言と検証が終了したのを受け、平成26・27年度は休会とす  
る。

### イ 長野県生涯学習推進本部

設置目的：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業内容：①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実  
施する生涯学習関連事業について取りまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開  
されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は(2)のとおり。

## (2) 生涯学習の普及啓発

平成27年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 平成27年11月1日～11月30日

イ 実施内容

(ア) 月間の周知・広報

- ・ 懸垂幕の掲出
- ・ インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・ 県庁ロビー展の実施（期間中の1週間）（11月16日～20日）

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・ 県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・ 学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・ 社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

### (3) 子どもの読書活動の推進

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定（努力義務）【第 9 条】が定められた。

国において平成 20 年に新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したのに伴い、県では、平成 16 年に策定した「長野県子ども読書活動推進計画」の取組状況等を踏まえて、「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」（平成 21 年度～）を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきた。

平成 25 年に、国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたのを受け、平成 27 年度から概ね 5 年間を計画期間とする「第 3 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し（平成 27 年 3 月）、計画の周知を行った。